

IT点呼の対象拡大について 1

IT点呼実施可能事業所の適用拡大

今年7月より一定の要件を満たすことを前提に、Gマーク認定事業所以外にも事業所と当該事業所の車庫間における点呼についてIT点呼が認められることとなった。

IT点呼(営業所と車庫間)が認められる事業所の要件は下記の通り。

→「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」

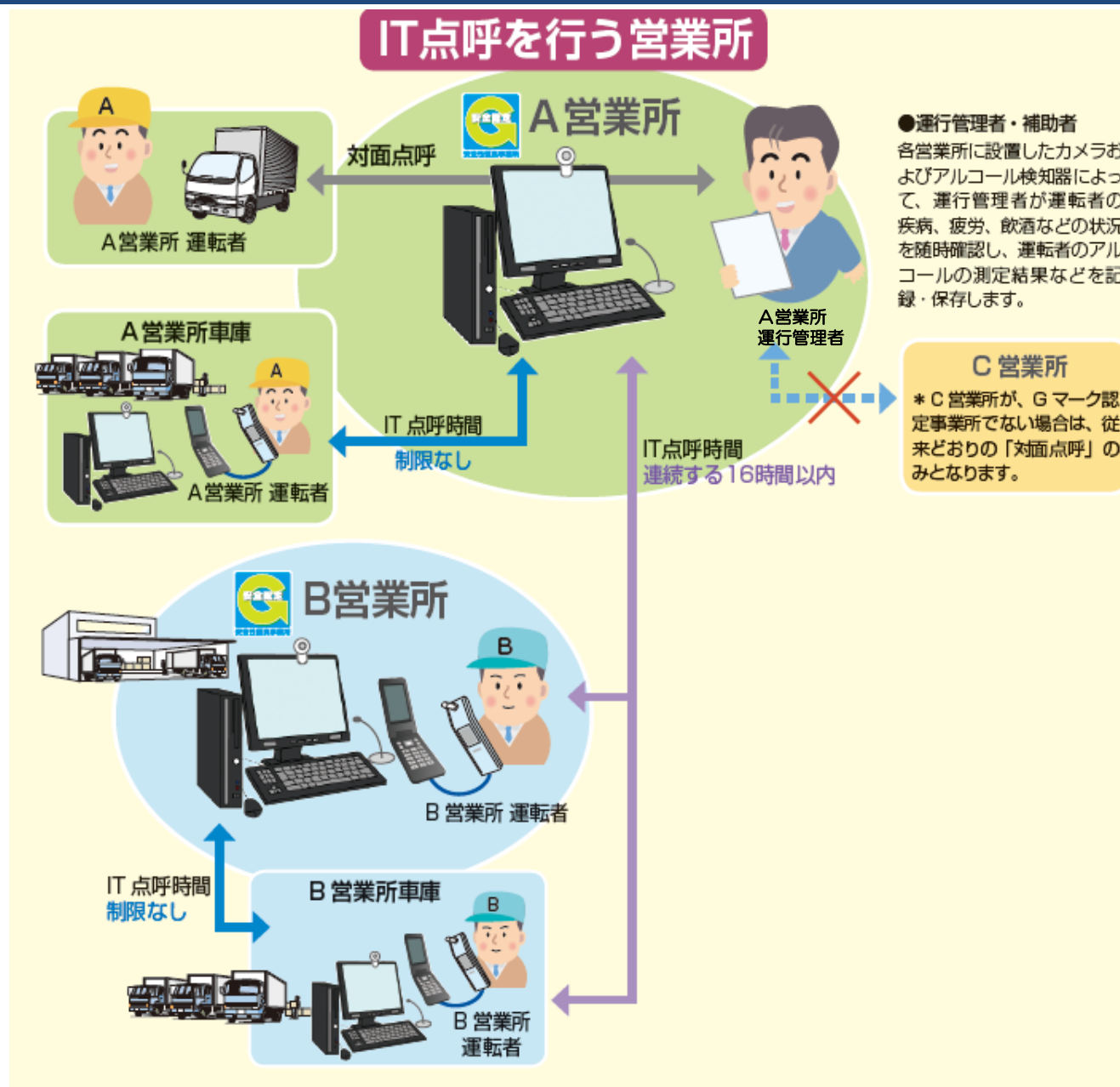
第7条 点呼等

1. (3)

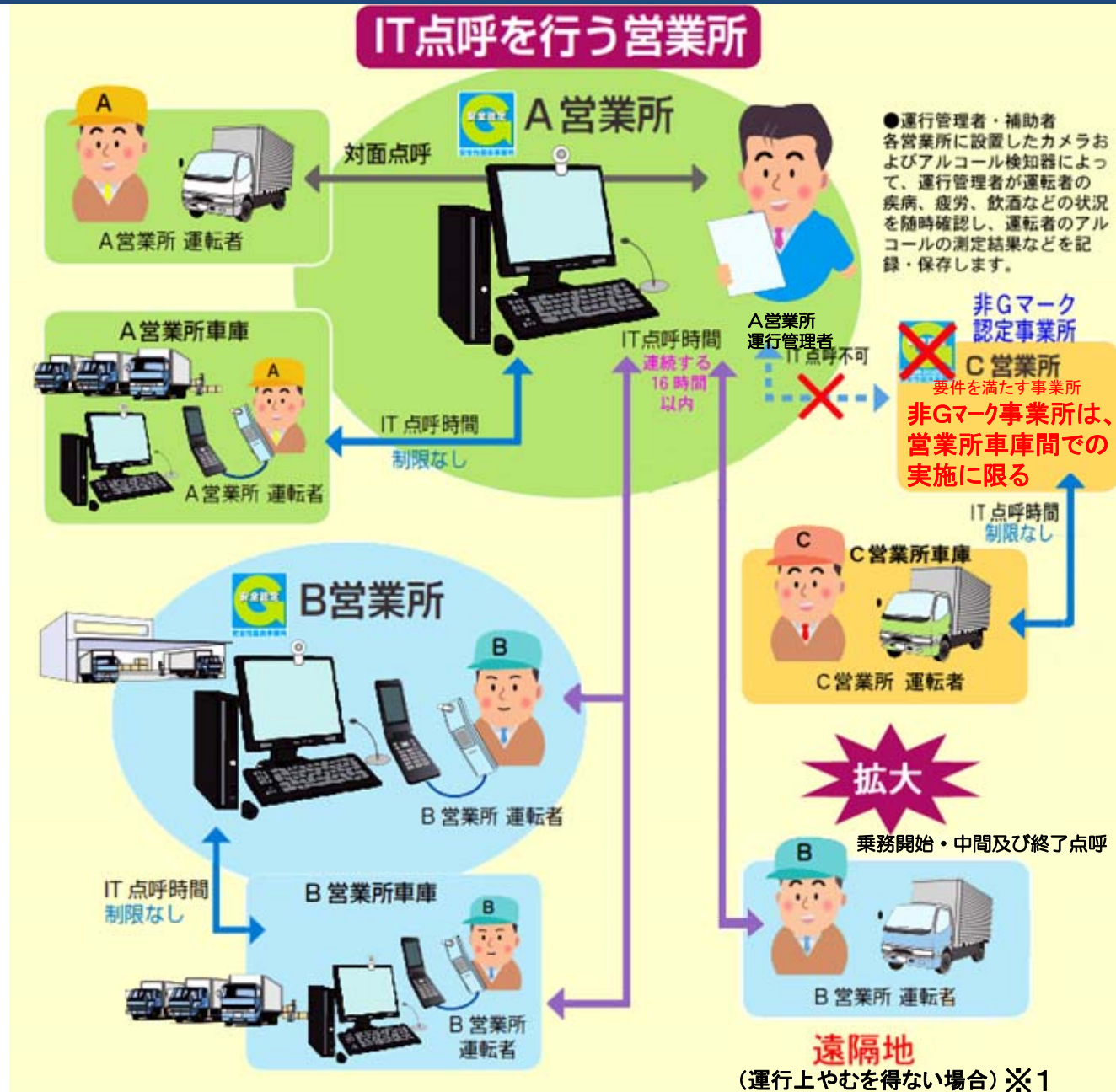
IT点呼 事業所の要件

- ① 当該営業所が開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間、第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしていないこと。
- ③ 過去3年間、点呼違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。
- ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「A～C」であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」、点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A～C」、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

IT点呼の対象拡大について（拡大 前）

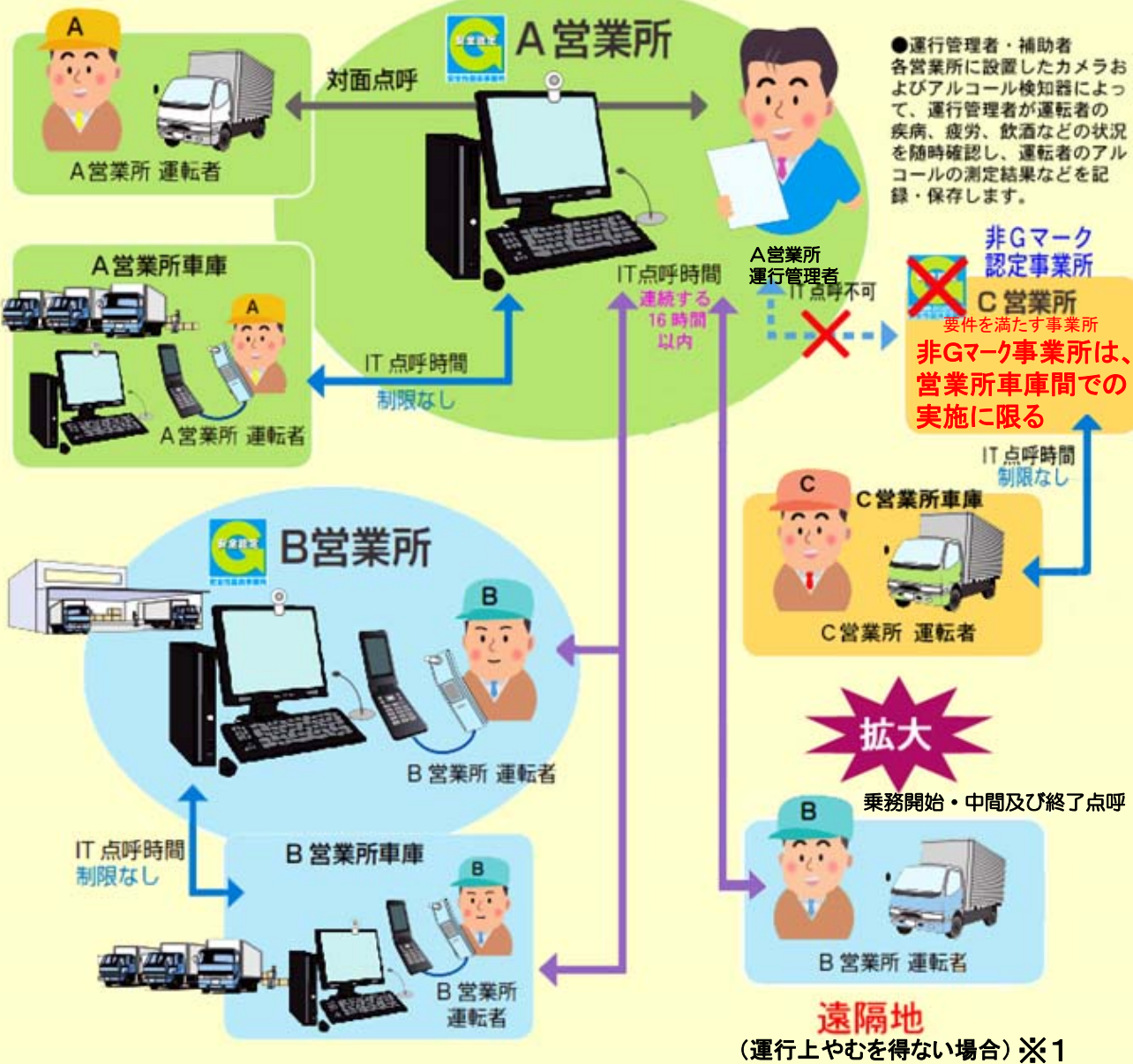


IT点呼の対象拡大について（拡大 後）



IT点呼の対象拡大について（運行上やむを得ない場合）

IT点呼を行う営業所



※1
「運行上やむを得ない場合」とは、
遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等。
車庫と営業所が離れている場合及び早期・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。